



[トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [教育に関する取組](#) > [学校再編\(学校適正配置\)](#) >

港区における学校再編に向けた取り組み及び検討状況について

港区における学校再編に向けた取り組み及び検討状況について

ページ番号：607116 2025年5月16日

港区における学校再編に向けた取り組み及び検討状況につきましては、本ページに随時、最新情報を掲載し、お知らせいたします。

令和7年5月16日掲載（お知らせ）

中学校の学校配置の適正化の基準等について

中学校の学校配置の適正化の基準と進め方について、令和7年4月1日に条例や規則で規定化されました。

【条例・規則等】

[大阪市立学校活性化条例（第16条抜粋）](#)

[大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則](#)

[学校配置の適正化の推進のための指針](#)

令和7年3月14日掲載（お知らせ）

[第4回 港中学校・築港中学校 学校適正配置検討会議を開催しました。](#)

令和6年12月20日掲載（お知らせ）

[「新しい中学校」の校名案を募集します。](#)

令和6年12月20日掲載（お知らせ）

[第3回 港中学校・築港中学校 学校適正配置検討会議（書面開催）を開催しました。](#)

大阪市立小学校・中学校
学校配置の適正化の
推進のための指針

(一部抜粋)

令和7年4月改正
大阪市教育委員会

目 次

はじめに.....	1
第1部 これまでの経過.....	3
第2部 大阪市の現状.....	6
I 児童・生徒数、学校数の推移.....	6
II 学校の状況.....	6
第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方	8
I 適正配置対象校の区分.....	8
II 配置の適正化の手法と考え方.....	8
1 配置の適正化の手法	8
2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準	9
3 配置の適正化において満たすべき条件	9
4 配置の適正化の進め方	10
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項	12
6 その他	13
第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方	14
I 適正配置の対象校.....	14
1 適正配置対象校の区分	14
2 その他対象	14
II 配置の適正化の手法と考え方.....	15
1 配置の適正化の手法	15
2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準	16
3 配置の適正化において満たすべき条件	16
4 配置の適正化の進め方	16
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項	19
6 その他	20
第5部 その他.....	21
I 学校の跡地.....	21
II 学校配置の適正化の進め方フロー.....	22

第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方

I 適正配置の対象校（規則第2条及び第3条関係）

1 適正配置対象校の区分

適正配置対象校は、毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

◆適正配置対象校の区分◆

- ① 複式学級を有する中学校
- ② 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（①を除く。）
- ③ 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（①を除く。）
- ④ 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑤ 学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑥ 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校（①～③を除く。）

2 その他対象

条例第16条第4項第2号に規定する中学校（現在6～8学級、又は5学級以下で今後6～8学級となる中学校）のうち、教育委員会が生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるもの（以下、「6～8学級校」という。）については、以下に例示する場合などを適正配置の対象とする。

（例）

① 生徒数が急激に減少することが見込まれる場合

校区内の小学校の児童数の減少傾向が顕著であり、今後急激に生徒数が減少する可能性が高い場合 など

② 授業や学級活動、一定の集団規模が必要な教育活動等に課題がある場合

特定の学年の生徒数が著しく少ない、又は特定の学年が単学級である等の理由から、授業や係活動などの学級活動、運動会などの一

定の集団規模が必要な教育活動等において、著しく支障が生じている、または、生じる可能性がある場合 など

③ 小学校の学校再編に併せて、進学先となる中学校も含めた一体的な再編を行うことが望ましいと判断される場合

小学校の再編に併せて、進学先である中学校の再編を実施することが望ましい場合 など

Ⅱ 配置の適正化の手法と考え方

1 配置の適正化の手法（条例第 16 条第 4 項、規則第 5 条関係）

(1) 統合

- ・配置の適正化は、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、適正配置対象校又は 6 ～ 8 学級校同士の統合を優先する。
- ・なお、通学にかかる負担が大きい場合は、1 対 1 等の統合だけでなく、適正化の対象の中学校を小学校の通学区域単位で分割し、それぞれ隣接する中学校へ統合することも検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用する。原則として、開校時点の生徒数の多い学校の校舎を使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 通学区域の変更

- ・「統合」以外の手法としては、「通学区域の変更」による。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係するすべての学校が 9 学級から 24 学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況も考慮して検討する。

※(1)(2)共通事項

- ・通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、上記の限りではない。
- ・但し、上記に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。
- ・小学校の通学区域単位で分割する「統合」や「通学区域の変更」を検討する場合は、区長は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の適用についても検討する。

2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準（規則第5条関係）

- ・「統合」又は「通学区域の変更」の際に相手方となる学校は、原則として、同一区内にあり、通学区域が隣接している学校とする。
- ・但し、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、この限りではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

3 配置の適正化において満たすべき条件

- ・原則として、関係するすべての学校が適正規模（9～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離は、原則として、3 km 以内になること
- ・通学経路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと
- ・ただし、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由等がある場合は、原則に縛られるものではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

4 配置の適正化の進め方

(1) 学校再編整備計画の策定（条例第16条第4項・5項、規則第4条・5条関係）

1) 学校再編整備計画案の作成

- ・適正配置対象校又は6～8学級校が所在する区の区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下、「計画」という。）案を作成する。
- ・計画案には、次の事項を記載する。
 - ① 再編の実施時期
 - ② 再編実施後の学校の所在地
 - ③ 再編の対象となる各学校の学級数、生徒数の推移及び今後の見込み
 - ④ 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
 - ⑤ 再編実施のための学校施設の整備計画
 - ⑥ その他必要な事項

- ・上記③について、原則として、開校時点で適正規模となるよう作成する。なお、開校時点で適正規模とならない場合でも、計画策定時に推計が算出されている最終年度において適正規模となる場合は、計画案を作成することができる。
- ・上記⑥について、6～8学級校が再編の対象校となる場合は、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために統合又は通学区域の変更が必要であることの説明を具体的に記載する。
- ・上記⑥について、通学中の安全対策や通学の負担軽減策等を必要に応じて記載する。
- ・計画案の検討にあたっては、学事課推計以降に実施が決定している大型開発事業等がないか、再編の対象となる学校の周辺に将来的に再編が必要となる学校がないかなど、人口推移や区全体の配置のバランスにも留意する。
- ・計画案を作成するにあたっては、必要に応じて、関係先（通学の安全関係であれば建設局及び警察等）と十分に調整を行う。

2) 計画案の作成時期等

- ・適正配置対象校は、原則として、速やかに計画案を作成する。また、学校施設の改修工事等を考慮したうえで、配置の適正化に向けて最短の時期の実施となるよう計画する。
- ・適正配置対象校のうち、就学規則第5条第2項に規定する保護者が選択できる施設一体型小中一貫校（いわゆる全市募集型小中一貫校）については就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、生徒数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・6～8学級校については、生徒数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・適正配置対象校について、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は、適切な時期に計画を策定するものとすることができる。なお、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」とは、「統合」や「通学区域の変更」により生徒の教育環境の改善が図れない場合等※であり、教育委員会会議での審議・議決を要する。
※ 学校の運動場面積や立地条件等から、統合後の学校で生徒の収容対策を講じることができない場合 など
- ・計画案を作成するにあたっては、住民説明会を開催する等し、学校再編の必要性等について、関係する保護者・地域住民の理解を図るとともに、可能な限り意見を聴取し、計画案に反映するよう努める。

3) 計画の策定・公表・変更

- ・教育委員会は、教育委員会会議での審議・議決を経て計画を策定する。
 - ・区担当教育次長は、教育委員会が策定した計画を区ホームページで公表する。
 - ・区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
 - ・公表した計画のうち、条例第 16 条第 5 項に規定する計画の実施時期、実施後の中学校の所在地について変更する必要がある場合は、区担当教育次長は変更する内容及び理由を明らかにした計画変更案を教育委員会会議に上程し、審議・議決後、変更内容を区ホームページで公表する。
- なお、その他の計画内容の変更については、教育長の専決事項とし、必要に応じて区ホームページで公表する。

(2) 学校適正配置検討会議（条例第 16 条第 7 項、規則第 7 条関係）

1) 学校適正配置検討会議の開催

- ・区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。
- ・会議の開催は、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」（以下、「懇談会等開催指針」という。）に基づく。
- ・会議の開催期間について、懇談会等開催指針に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示する。
- ・会議は、原則として公開とする。
- ・区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。

2) 委員

- ・会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となる各学校の校長の意見を聴いて、当該校が所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - ① 計画で再編の対象となる各学校に在籍する生徒の保護者
 - ② 計画で再編の対象となる各学校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民を含む。）等
 - ③ 計画で再編の対象となる各学校の学校協議会の構成員
 - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者

- ・委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。
- ・委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・上記④について、区長は、再編計画の対象となる学校の通学区域にある小学校に在籍する児童の保護者の推薦も検討する。

3) 検討会議の意見聴取事項

- ・会議における意見聴取の事項は、計画に関すること、学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関することとする。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

(1) 通学にかかる負担の軽減

再編により通学距離が長くなる場合は、次のとおり負担軽減策を検討する。

- ・対象：通学距離が2km超となる生徒（学校選択制等の生徒は対象外）
- ・手段：通学の負担軽減策は、安全性の観点から「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とする。これにより難しい事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとする。
- ・その他、必要に応じてその他の負担軽減策（例：個人用ロッカーの配備等）も検討する。

(2) その他の検討すべき配慮事項

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせた助言等の支援を行う。

- ・高校入試について、統合前の準備段階から進路に関する不安を払拭できるよう、必要に応じて説明会等を実施するなど、丁寧に情報提供を行う。
- ・不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。
- ・中学校においては部活動も重要な要素であるが、通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、学校が帰宅時間等も考慮した活動のあり方も検討できるよう支援する。

<学校>

- ・統合によって、生徒の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動（部活動、イベントの合同開催など）を実施する。
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：ICT等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ・配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。
- ・統合により生じる小中連携にかかる教員の負担を軽減※するため、学校同士で事前に十分な調整を図る。
※ 例えば、小学校専科指導教員の受け持ち校数が増えた場合のスケジュール調整、教員の学校間交流や授業の相互参観における自転車の利用 など

6 その他

- ・大規模校（25 学級以上）や過大規模校（31 学級以上）が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題を解消することに努める。